

○南房総市小向ダム操作規程

平成18年3月20日

訓令第32号

(趣旨)

第1条 この訓令は、小向ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び小向貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 小向ダム管理事務所（以下「管理事務所」という。）に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの訓令の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

ア 高さ 37.00メートル

イ 堤頂の標高 70.00メートル

ウ 越流頂の標高 59.80メートル

エ 洪水吐ゲート

(ア) 個々のゲートの規模及び数

高さ4.5メートルで幅9.0メートルのもの2門

(イ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.3メートル

オ 放流管バルブ

(ア) 規模及び数

内径0.8メートルのもの1門

(イ) 開閉に係る開度変化率

ガードバルブ開度計1分につき10パーセント

ホロージェットバルブ開度計1分につき10パーセント

カ 設計洪水流量 毎秒310.0立方メートル

(2) 貯水池

ア 直接集水地域の面積 11.3平方キロメートル

イ 湛水区域の面積 0.103平方キロメートル

ウ 最大背水距離 2,300メートル

エ 設計洪水位 標高64.00メートル(水位計表示による64.00メートル)

オ 常時満水位 標高64.00メートル(水位計による表示64.00メートル)

カ 最低水位 標高52.00メートル

キ 有効貯水容量 750,000立方メートル

(3) 最大使用水量 毎秒0.149立方メートル

(洪水及び洪水時)

第4条 この訓令において「洪水」とは貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が25立方メートル毎秒以上であることをいい、「洪水時」とは洪水の発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この訓令において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として、暴風雨警報又は大雨警報が行われ、その他の洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この訓令において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水が終わった時から洪水警戒時が解除されるまで、又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪

水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この訓令において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、小向貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定する方法によっては、流入量を正確に算定することができないと認められる事情があるときは、流入量は、布野水位観測所地点における三原川の流量に1.7を乗じて算定するものとする。

4 前項の三原川の流量は、布野水位観測所において測定した三原川の水位に基づいて算定するものとする。

(流水の貯留の最高限度)

第10条 貯水池における流水の貯留は、常時満水位を超えてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第11条 ダムの洪水吐及びダムの放流管からの放流は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第22条第1号の規定により貯水池から放流するとき。
- (4) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第12条 貯水池からの放流は、第22条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び放流管バルブの操作の方法等)

第13条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」「第2号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第1号ゲートを開いた後更にその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第1号ゲート

第2号ゲート

3 ゲート及び放流管からの放流は、次に定めるところにより、下流に急激な水位変動を生じないようにしなければならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

放流開始後経過時間	ゲート又はバルブの操作最小時間間隔	1回の操作による最大放流量	放流量
放流開始後30分まで	10分	m^3/S 0.3	m^3/S 0.9

〃 30分から1時間まで	10分	〃 1. 2	〃 4. 5
1時間から1時間30分まで	10分	〃 1. 8	〃 9. 9
1時間30分から2時間30分まで	10分	〃 2. 5	〃 24. 9 (≒25. 0)

4 ゲート及びダムの放流管バルブは、第11条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐若しくは放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

(放流の際の関係機関に対する通知)

第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は放流管からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1（1）欄に定めるところにより行うものとする。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第15条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から河口までの三原川の区間についてとるものとする。

2 河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約30分前に5分間
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における三原川の水位の上昇が開始されると認められる時の約30分前に約5分間
- (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダ

ム放流により当該地点における三原川の水位の上昇が開始されると認められる時の約
15分前

(ダム操作に関する記録の作成)

第16条 ダム洪水吐ゲート又は放流管のバルブを操作した場合には、次に掲げる
事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を
記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲート又はバルブの名称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた
時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲート又はバルブの1回の開閉を始めた時、及びこれを終えた時における貯水位、
流入量、ダムの洪水吐又は放流管からの放流に係る放流量
- (4) ダム洪水吐又は放流管からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放
流量
- (5) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況
(観測及び測定等)

第17条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行うものとす
る。

- 2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、
同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常か
つ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第4に掲げ
る事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 法第45条及び第2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければな
らない。

(点検及び整備等)

第18条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械器具及び資材は、定期に、及
び適宜にその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならな

い。特に洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第19条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見された時は、直ちに河川管理者に対し、別表第1（2）欄の例によりその旨を報告しなければならない。

（予備警戒時における措置）

第20条 予備警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 河川管理者に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

（洪水警戒時における措置）

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。

(2) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。

ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。

ア 洪水時が始まった時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

イ アに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量が最大となった時を経て貯水位が常時満水位に等しくなるまでの間これを継続すること。

ウ イに規定する時間が経過してからは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

エ アからウまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が常時満水位を下っている時は、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位と等しくなった時以降においてはアからウまでの規定により貯水池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第14条、第19条及び第20条関係)

	通知の相手方	通知の方法	摘要
--	--------	-------	----

	名称	担当機関の名称		
(1)	千葉県	安房地域整備センター鴨川 整備事務所	加入電話	0 4 7 0 9—2— 1 1 0 7 —1 1 0 9
	南房総市	南房総市市民生活部消防防 災課		3 3—1 0 5 2
	千葉県館山警察署	千倉幹部交番		4 4—0 1 1 0
	〃	北三原警察官駐在所		4 7—2 2 2 4
(2)	千葉県	安房地域整備センター鴨川 整備事務所	加入電話	0 4 7 0 9—2— 1 1 0 7 —1 1 0 9

別表第2（第15条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘要
ダムサイド警報局サイレン	千葉県南房総市和田町小向字倉合131番地（小向ダム左岸）	有線遠隔操作	
三原警報局サイレン	千葉県南房総市和田町小川字駒場下385番地2（三原川左岸）	テレメーター操作	
警報車	拡声機による警告		

別表第3（第17条関係）

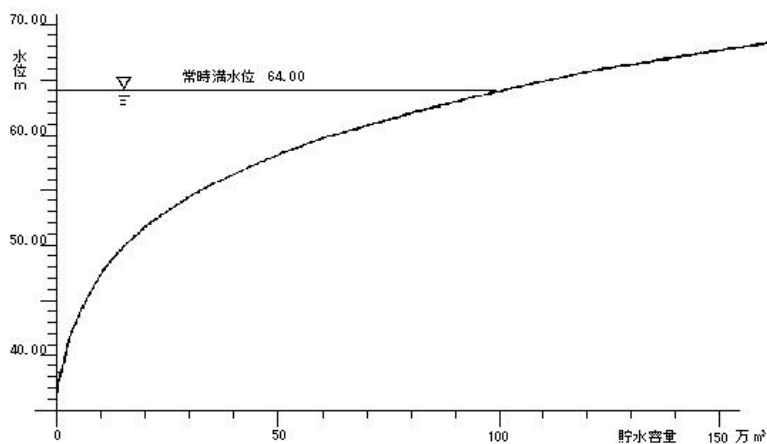
観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	小向貯水池 水位観測所	千葉県南房総市和田町上三原字北下り1001番地先（小向ダム）	有線遠隔自記水位計	毎月1回（洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時には	流入量は第9条の規定により、流量
水位及び流量	小向水位観	千葉県南房総市和田町小	自記水位	備警戒時には	水位の観

	測所	向字川間23番地2(三原川左岸)	計	においては10分ごとに	測の結果に基づきそれぞれ算定する。
	布野水位観測所	千葉県南房総市和田町布野154番地(三原川右岸)	ロボットテレメーター付き自記水位量	1回)	
降水量	新田雨量観測所	千葉県南房総市大井字上北2409番地1	自記雨量計		

別表第4 (第17条関係)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定 の回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温及び相対湿度	毎日	
水象	貯水池の表面付近の水温及び使用水量	毎日	
ダムの状況	変形及び揚圧力	少なくとも毎四半期1回	
	漏水量	〃 毎月2回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂状況		〃 毎年1回	

別図第1 (第9条関係)



別図第2 (第12条関係)

